



◆医師が記入した登園許可証が必要な感染症◆

感染症名	登園の目安
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過してから
コロナウイルス感染症2019	医師に指示された期間療養し、療養解除となる日から
百日咳	特有の咳が消失してから（抗菌薬内服終了まで）
麻疹（はしか）	解熱後3日経過してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫脹が発現した後5日を経過し全身状態が良好になってから
風疹（三日はしか）	発疹が消失してから
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化してから
咽頭結膜熱（プール熱）	症状が消失した後2日経過してから
結核	医師から感染の恐れがないと判断されてから
髄膜炎菌性髄膜炎	医師から感染の恐れがないと判断されてから
流行性角結膜炎	結膜炎症状が消失してから
急性出血性結膜炎	医師から感染の恐れがないと判断されてから
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157・O-26・O-112など)	医師から感染の恐れがないと判断されてから (連続2回検便によっていずれも菌陰性が確認されてから)
入院した場合	医師から登園許可日より

◆医師の診断を受け、保護者が登園届を提出する感染症◆

感染症名	登園の目安
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
带状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから
感染性胃腸炎 (ロタ・ノロ・アデノウイルスなど)	嘔吐・下痢などの症状が治まり、食事がとれるまで
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで
手足口病	食事がとれること
ヘルパンギーナ	症状が安定してから
突発性発疹	解熱し全身状態が良好になってから
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良好になってから

◆報告が必要な感染症（登園許可書なし）◆

感染症名	登園の目安
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の診断に従い、治療してください
伝染性軟属腫（水いぼ）	
アタマジラミ	